

商業登記規則等の一部を改正する省令案の概要

第1 改正の概要

1 商業登記規則の一部改正

一定の要件の下、会社及び法人（以下「会社等」という。）の設立の登記の申請において、申請者が希望する特定の日（行政機関の休日）に登記をすることを求めることができる規定を設けることで、登記の年月日及び会社等の成立の年月日について、当該特定の日付で登記簿に記録することとする改正を行う。

2 その他の改正

投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約登記規則並びに限定責任信託登記規則について、所要の改正を行う。

第2 施行時期

令和8年2月2日を予定